


お支払い対象となる入院について

入院を保障する商品において、お支払い対象となる入院は、責任開始期※以後に発生した病気やケガの治療を目的とした「入院」です。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

なお、お支払い対象となる入院に該当するかどうかは、医師の判断だけでなく、当社において治療内容、検査結果および治療の経過等を確認のうえ、入院当時の日本国内における医学的水準に照らして判断します。

※ご契約の保障が開始される時期

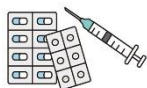
 ご提出いただいた診断書等の内容によっては、申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等を確認させていただくことがあります。その際は、給付金をお受け取りいただくまでに相応のお時間をいただきます。



医師による治療が必要

検査目的の入院で、入院が必要なほどの検査ではない。

→お支払い対象となる入院には該当しません。



自宅・通院で治療が困難

肩関節痛で受診。検査では異常がなかったが安静目的で入院。治療は安静と鎮痛薬の内服のみだった。

→お支払い対象となる入院には該当しません。



常に医師の管理下において治療に専念

入院中、治療とは無関係の外出・外泊が多く、病院外にいる時間が長かった。

→お支払い対象となる入院には該当しません。

お支払い対象とならない主な事例

お支払い対象は病気やケガの治療を目的とする入院であるため、例えば、次の入院はお支払い対象外です。

- 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院
- 入院による治療の必要性を裏付けるに足りる他覚所見が得られない入院
(例えば、医師による診察・検査では異常所見は認められなかったものの、自覚症状のみを理由として入院をした場合)
- 美容上の処置による入院
- 正常分娩による入院 (異常分娩による入院はお支払い対象となります。)
- 疾病を直接の原因としない不妊手術

よくあるご質問

保険金・給付金のご請求に関する「よくあるご質問」を掲載しています。

<https://www.msa-life.co.jp/faq/>

